

高齢者虐待防止指針

訪問看護ステーション あざぶ

1. 基本理念

訪問看護ステーションあざぶ（以下「事業所」という）は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号、以下「高齢者虐待防止法」という）に規定する高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施する。

これにより、高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることの防止に取り組む。

2. 虐待の定義

① 職員が行う次の行為

- 1) 身体的虐待：利用者（や利用者の家族）の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- 2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 3) 心理的虐待：利用者（や利用者の家族）に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、利用者（や利用者の家族）に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

② 養護者（利用者の家族等）が養護する高齢者に対して行う次の行為

- 1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- 2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- 3) 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4) 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5) 経済的虐待：高齢者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会の設置

①当事業所では虐待防止に努めることを目的として「虐待防止委員会」（以下「委員会」という）を設ける。

②委員会の委員長は、管理者が務める。

③委員会の委員は、法人の医療安全管理者、事業所スタッフから委員長が選出する。

④委員会は、年 1 回以上、委員長が定めたときに開催する。

⑤委員会の議題は担当者が定め、具体的には次のような内容について協議する。

- 1) 本委員会その他事業所内の組織について。
- 2) 虐待の防止のための指針・マニュアルの整備について
- 3) 虐待の防止のための職員研修の内容について
- 4) 虐待等について、職員が相談、報告できる体制整備について
- 5) 職員が高齢者虐待を把握した場合に、行政への通報を適切に行うための方法について
- 6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策について
- 7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価について

4.研修に関する事項

①職員に対する虐待防止の研修内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図るものとする。

②具体的には、次の研修計画により実施する。

- 1) 高齢者虐待防止法の基本的な考え方
- 2) 利用者の権利擁護に関する事業及び成年後見制度
- 3) 虐待の種類とメカニズム
- 4) 早期発見・事実確認と報告等の手順
- 5) 発生した場合の改善策

③研修は年に1回以上の定期的実施と必要時また新規採用時に実施する。

④研修の内容については、研修資料、出席者等を記録保管する。

5.虐待等が発生した場合の対応方法

①虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に通報し、その要因除去に努める。

②また、緊急性の高い事案の場合と判断した場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被害者の権利と生命の保全を優先する。

6.虐待等が発生した場合の相談・報告体制

①職員等が他の職員、家族等による利用者への虐待を発見した場合は、管理者に報告する。

②管理者は、苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう注意を払った上で、市町村に報告する。

札幌市北区役所 保健福祉課 電話 011-757-2464

札幌市東区役所 保健福祉課 電話 011-741-2463

③事実確認の結果、職員の虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

7.成年後見制度の利用支援

①利用者又は家族等に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ①虐待等の苦情相談について、管理者が、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に基づいて対応する。
- ②苦情相談窓口に寄せられた内容について、相談者に顛末と対応を報告する。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧 ①利用者等は、求めに応じて本指針を閲覧することができる。また当事業所ホームページに公表し常時閲覧が可能な状態とする。

10.その他

- ①「3、職員研修」に定める研修のほか、虐待防止・権利擁護に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。
- ②訪問看護事業においては利用者宅が虐待場所になることが多いことを考慮し、他の職員の訪問を随時スケジュールする。
- ③訪問看護事業においては利用者宅の家族からの虐待の第一発見者になることが多いことを考慮し、虐待の理解、発見時の対応についての研鑽を図る。

2024 年 3 月 1 日 施行